

柏原市結婚支援事業業務公募型プロポーザル仕様書

1 業務名

柏原市結婚支援事業業務

2 現状

柏原市（以下「市」という。）では、人口減少とともに少子高齢化が進行しており、若い世代（20歳～24歳及び20歳～39歳）の転入者数と転出者数の推移を見ると、転出超過の傾向が続いており、若い世代の地域での定着が難しい状況が続いている。また、婚姻数と未婚率の推移を見ると、婚姻件数は減少傾向にあり、未婚率は男女ともに各年代で上昇しており、特に女性の25歳～29歳の上昇幅が大きくなっている。さらに、出生に関しても、全国及び大阪府と比べて低くなっている。

こうした現状を踏まえ、目指すべき将来の方向性として、婚姻率の上昇、未婚率が各年代で上昇しており、婚姻の希望に応えられていない可能性があることから、それに応えていくことや、関係人口を増やし、転入者を増やしたり地域への定着を促したりする必要がある。

3 業務目的

本業務は、結婚を希望する独身男女の出会いの場を提供するとともに、婚活を行ううえで役立つスキルアップセミナーを開催することで、参加者の結婚の希望を叶え、本市における少子化対策の強化及び移住定住の促進につなげることを目的とする。

4 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 業務の内容

【1】出会いの機会・場の提供に関する取組（婚活イベント及びスキルアップセミナーの開催）

(1) 婚活イベントの企画立案・実施運営

① イベント内容及び実施回数

(A) 柏原市内の公共施設・飲食店等での婚活イベントを計2回開催すること。

(B) 柏原市内で、スポーツ・散策・料理・ぶどう狩りなどの体験を伴う婚活イベントを計2回開催すること。

② 実施回数

婚活イベントの開催は (A)・(B) 合わせて計4回とする。

③ 開催日時

参加者が参加しやすい日時を設定すること。

(A) については、2回のうち1回は、土曜日または日曜日、祝日に開催すること（対象

者と開催時間を変えて、同日に2回開催することも可とする)。

(B) については、2回のうち1回は、土曜日または日曜日、祝日に開催すること。

④開催場所

柏原市内で開催すること。

ただし、計4回開催するうちの1回は、柏原市立市民交流センター「wakka(ワッカ)」(柏原市安堂町115-1)を利用する、または立ち寄る提案とすること。

⑤参加人数

(A) 40名(男女各10名×2回開催)

(B) 80名(男女各20名×2回開催)

合計120名を想定。

⑥対象者

おおむね20歳～39歳の独身者

業務実施の際には、本人確認するため写真付きの身分証明書等の提示を求めること。

(2) スキルアップセミナーの開催

①セミナー内容

婚活イベントでのコミュニケーションの図り方等についてのスキルアップセミナーを開催すること。

②実施回数

スキルアップセミナーの開催は2回とする。

③開催日時

いずれも(A)の婚活イベント当日のイベント実施前に開催すること。

④開催場所

柏原市内で開催すること。

⑤参加人数

40名(男女各10名×2回)を想定。

⑥対象者

おおむね20歳～39歳の独身者

【2】共通事項

(1) 対象経費

①対象経費は、国の「地域少子化対策重点推進交付金」交付要綱第3条第2項に規定されている経費のうち、事業に必要な経費等(謝礼金、報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等)とし、原則、備品購入費は対象としない。

②イベント・セミナーにおいて、参加者に無料又は定額で飲食物、物品、体験等を提供するための費用については、委託者と協議の上、酒類や金券、物品を除き、イベント等開催費

の一部とみなせるもののみ対象とする。

- ③飲食や体験を伴うイベントで、参加者から参加料を徴収する場合は、委託者と協議の上、実費程度の参加しやすい料金設定とすること。

(2) 広報・宣伝

イベント等の実施にあたり、参加者に対して、本市の魅力を伝え、参加者が継続して本市と関わりが持てる関係人口や交流人口の増加に繋がる内容を提案すること。また、対象者に対して、効果的・効率的な広報・宣伝を行うこと。

広報・宣伝の方法について、企画提案書に具体的な内容を明記すること。

〈例〉

- ・インターネット、SNS等での情報発信
- ・チラシのデザイン作成、制作、配布 など

(3) 効果検証

- ①参加者の結婚に対する意識調査、本業務に対する満足度調査を行うためのアンケートの作成、集計、分析を行い、考察結果を報告すること。
- ②アンケートはイベントごとに実施し、その後開催するイベント内容への反映に努めること。
- ③事業実施後、3～6か月後の状況を確認できるように工夫すること。

(4) 業務報告書の提出

受託者は、業務報告書を印刷物で1部及び電子データを提出すること。

なお、業務報告書には、イベントの名称、開催内容、開催日時、開催場所、参加人数、状況報告（イベント進行記録やカップリング成立数等）、特記事項（次回の改善点等）等を記載し、状況写真、アンケート集計結果、経過調査結果、広報等の状況を添付して提出すること。（任意様式）

6 その他

- (1) 委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (2) この契約により生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡又は承継させてはならない。
- (3) 本業務を通じて知り得た秘密を、第三者に漏洩又は目的以外の使用をしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (4) 本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。
- (5) 業務の実施にあたり、疑義が生じた事項については、市と協議のうえ対応すること。
- (6) 受託者は、参加者の安全に最大限の配慮を行うこと。イベント等で事故やトラブルが発

生した場合は、所要の措置を講じるとともに、事故等発生の原因及び経過、事故等による被害の内容等について速やかに市に報告すること。また、補償が必要な事故等の対処のために、必要な措置を講じること（保険加入等）。

- (7) イベント等を安全に実施するため、施設、設備等の確保や必要なスタッフの配置等不測の事態に対応できる体制をとり、事故防止に万全を期すこと。
- (8) 当日、参加にふさわしくない状態である者（著しく不快、虚偽の言動、ナンパ目的の不誠実な者、酒に酔っている者、虚偽の申込みの者等）や健全な運営を損なう行為（犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、他者の名誉又は信用を毀損したり、誹謗中傷したりする行為、物品販売や商取引、政治活動、宗教活動などの行為、イベント等の運営を阻害する行為等）を行う者については、参加の拒絶や退場を求めるなど、健全性を維持し、他の参加者を保護する取り組みを行うこと。
- (9) 参加者間の個人情報の交換については、参加者の自己責任において行うよう、事前に参加者に伝えること。
- (10) イベント等の開催後に本イベントに起因するストーカー被害等の相談があった場合は、市及び関係機関と協力し、適切に対応すること。
- (11) その他、仕様書に定めのない事項については、市及び受託者の協議により定めるものとする。